

委託業務処理要領

本要領は、北海道公立大学法人札幌医科大学の個人の被ばくによる線量の測定業務（以下「業務」という。）の円滑な遂行を目的とし、業務の処理に関し必要な事項を定める。

受託者は、委託業務の遂行にあたり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令を遵守し、確実に業務を遂行するものとする。

また、必要に応じて北海道公立大学法人札幌医科大学の指定する者（以下「業務担当員」という。）の指示を受け、もしくは協議を行い、本要領に定めのない事項であっても、必要と認めた作業は実施するものとする。

1 件名 個人の被ばくによる線量の測定業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 線量計の種類及び規格（下記範囲が網羅されること）

①広範囲（体幹部／手首）用・環境用

・測定線種 X線・ γ 線・ β 線

・測定線量範囲、エネルギー範囲

X・ γ 線	0.1mSv～10,000mSv、	10keV～10MeV
β 線	0.1mSv～10,000mSv、	300keV～3MeV

②中性子広範囲（体幹部／手首）用・環境用

・測定線種 X線・ γ 線・ β 線・熱中性子線・高速中性子線

・測定線量範囲、エネルギー範囲

X・ γ 線	0.1mSv～10000mSv、	10keV～10MeV
β 線	0.1mSv～10000mSv、	300keV～3MeV
熱中性子線	0.1mSv～2mSv、	0.025keV～0.5eV
高速中性子線	0.2mSv～50mSv、	170keV～10MeV

③X・ γ 線または β 線用指リング

・測定線種 X線・ γ 線または β 線

・測定線量範囲

X・ γ 線	0.2mSV～1,000 mSV
β 線	0.4mSV～1,000 mSV

④X・ γ 線または β 線用眼用バッジ

・測定線種 X線・ γ 線または β 線

・測定線量範囲（眼の水晶体）

X・ γ 線	15keV～6MeV
β 線	1MeV～3MeV

4 線量計の送付

受託者は毎月所定の期日までに、附属病院分は放射線部へ、学生分（医学部・保健医療学部）、大学院分、教育研究機器センター分は事務局学務課へ、線量計を必要数量提供すること。コントロール用バッジは、個人の正確な被ばく線量を測定するために、委託者と協議の上、所属ごとに必要数送付するものとする。

なお、コントロール用バッジは無料とする。

5 被ばく線量測定結果の報告

受託者は、使用済線量計を受理した後、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 20 条で定められている項目を満たす測定結果を毎月 1 回、報告するものとする。提出部数は下記のとおりとする。

さらに、附属病院分については院内でデータ管理を行うため、下記その他、電子媒体形式でも報告すること。

・ 当該測定月の所属別個人別測定結果一覧表	3 部
・ 個人別報告書	1 部

6 被ばくデータの管理

受託者は委託者が保有する被ばくデータ（個人からの照会に必要なため、被ばく累計線量については個人別月別のデータ。その他は直近のデータ。）を漏れなく継承し、附属病院内で引き続きデータ管理が行えるよう、契約後すみやかにその環境を整備するものとする。なお、環境整備にかかる経費については受託者の負担とする。

7 回収

委託者は受託者より貸与された線量計を紛失、破損することがないように、取り扱いには十分注意し、最大限回収に努める。

ただし、やむを得ず線量計を紛失、破損した場合は、受託者は速やかに代替のバッジを無償で提供すること。

8 この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。